

# GLOBE

グローブ 2017 秋

91



(公財) 世界人権問題研究センター

# 「全国水平社創立を記念する碑」

(京都市北いきいき市民活動センター高齢者ふれあいサロン前)



その石碑には、こう書いています。

人の世に熱あれ／人間に光あれ／全国水平社聯盟本部／初代事務所の地／  
是より南三十米

京都市に、全国水平社の初代総本部がありました。

1922（大正 11）年の水平社創立に際しては、現在の千本地域（京都市北区）に住んでいた南梅吉が初代委員長に選出され、その居宅に総本部が設置されました。南は、現在の滋賀県近江八幡市に生まれ、小学校を出た後、京都の靴屋で奉公を始め、17歳のときに千本地域に引っ越してきました。地域では青年団長や村会議員などを務め、1901（明治 34）年頃から部落改善運動に取り組み始め、水平社創立メンバーの一人となっていました。

# GLOBE

GLOBE No. 91 2017 autumn 目次

連載	新しい人権問題への対応(その八)……………大谷 實	2
外部寄稿	京都府における子どもの貧困対策 「きょうとこども城づくり事業」について……………野木 孝洋	4
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その四)……………坂元 茂樹	6
研究第一部	ジュネーヴ美術・歴史博物館と自然博物館の思い出 ―強制失踪委員会委員の任期を終えて……………薬師寺公夫	8
研究第二部	室町時代の祇園祭と乗牛風流……………河内 将芳	10
研究第三部	「二〇〇年の眠りから覚めた」安重根の 遺墨と『東洋平和論』……………李 洙 任	12
研究第四部	ジェンダー・センシティブな視点を持つ 法曹を増やすために……………澤 敬子	14
研究第五部	みんな同じ「先生」のなかで……………中島 智子	16
研究第六部	労働時間の法政策……………植村 新	18
報告	シンポジウム 「トランプの時代を考える」……………研究第一部	20
事業案内	2017年度 人権大学講座……………	22
事業案内	人権フォーラム……………	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「オオルリ」(夏鳥) 9月大文字山にて <(公財) 截天神山保存会理事 外村修氏提供>

## 新しい人権問題への対応(その八)



研究センター理事長  
元学校法人同志社総長

### 大谷 實

前回は、体外受精について、特に配偶者間の体外受精についての人権問題を考えてみました。「子が欲しい」という不妊夫婦の切実な願いは、幸福追求の重要な要素であり、その意味で、少なくとも夫の精子と妻の卵子を使って体外で受精した胚（受精卵）を、他の女性の子宮に移植して産んでもらう代理出産（代理懐妊）は、夫婦の自由であり権利ではないか。速やかに立法的措置を講ずべきであるというのが、私の結論でした。

もっとも、最高裁判所は、代理出産は現在の民法上公序良俗に反し無効であるとしましたが、今後も代理

出産は起こりうることであり、それを民法上どう取り扱うかについて、「立法による速やかな対応が強く望まれる」としまして、代理出産自体は肯定的に理解しているように思われます。それに呼応しまして、それまで代理出産は許されないとしてきた法務省や厚生労働省も立法的な解決に乗り出したのですが、現在までのところ成案は出ておりません。

たしかに、代理出産を法制化することにはまずと、いろんな問題が出てまいります。最高裁判所は、先の判決で「この問題に関しては、医学的な観点からの問題、関係者間に生ずることが予想される問題、生まれてくる子の福祉の問題などにつき、遺伝的なつながりのある子を持ちたいとする真しな希望及び他の女性に出産を依頼することについての社会一般の倫理的感情を踏まえて、医療法制、親子法制の両面にわたる検討が必要」であると説いています。したがって、立法的措置を講ずるにしても、多方面にわたる配慮が必要であることはその通りだと思えます。

ところで、体外受精には、妻が出産する場合と妻以外の女性が出産する場合の2つの形態がありますが、現在の民法では妻が出産した場合は実際上夫婦の子として扱われますから、法律上、特段の問題は生じませ

ん。問題は、妻が生んでない代理出産の場合で、これには4つの形態があります。

典型的な形は、①夫の精子と妻の卵子による受精、言い換えると配偶者間体外受精であります。その受精卵つまり胚を妻以外の女性の子宮に移植して出産してもらい、生まれた子を妻が引き取るというものです。いわゆる「借り腹」ですね。なお、配偶者間体外受精の場合、胚を妻の子宮に移植する場合がありますが、これは、医学的・倫理的には問題となっても、遺伝的に夫婦の子であることには間違いありませんし、体外で受精したのですが、妻の子宮で育ち出産したのですから、法律上夫婦の子とすることに問題はありせん。次は、②夫の精子と妻以外の女性の卵子による受精、その受精卵つまり胚をその女性の子宮に移植する場合があります。稀には、③第3者の精子と妻の卵による受精、その受精卵である胚を妻以外の女性の子宮に移植し、生まれてきた子を夫婦が引き取る場合があります。さらに、④第3者の精子と妻以外の女性の卵による受精、その胚をその女性の子宮に移植し、生まれてきた子を夫婦が引き取る場合が考えられます。

以上の4つの形態を法律上すべて解決することになりますと、最高裁判所が指摘したように、医療法制や親

子法制上様々な問題が生じます。ドイツのように、体外受精はすべて認めないことにするか、あるいはアメリカのように、当事者の意思つまり代理出産契約にすべて任せ、法律で規制することはしないとしてしまえば簡単なのですが、我が国の現状のように、ある程度代理出産を認めるということになりますと、どの形態を対象として問題解決を図るかがなかなか難しいようです。

しかし、これを人権上の問題として考えた場合、実際に問題となりますのは、①と②の代理出産だと思います。いずれも、医療現場では臨床的に実施されているようで、その取り扱いをどうするかは法律上喫緊の課題であります。私は、前号で指摘しましたように、不妊夫婦、特に妻の幸福追求権の問題として取り組む必要があると考えています。そして、不妊の妻の子を持ちたいという願いは、自分と遺伝的につながっている子のはずであり、その意味で「卵の母」を法律上の母とすることが求められていると思います。「法律上の母は子宮の母」を原則とし、例外的に卵の母を認めるとする制度を設計する。その上で、②の代理出産を検討すべきではないか。これが代理出産問題についての私の結論です。

# 京都府における子どもの貧困対策 「きょうとこどもの城づくり事業」について



京都府健康福祉部家庭支援課  
ひとり親家庭支援担当課長  
野木 孝洋

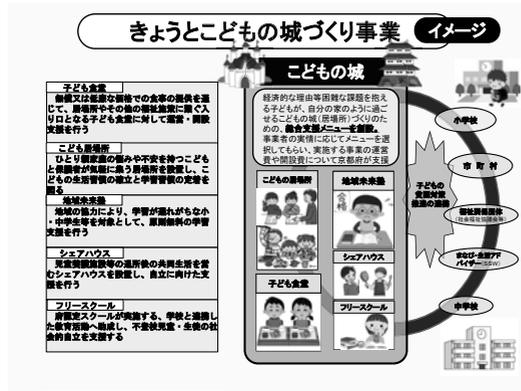
京都府では、平成27年4月からの5カ年計画として「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「子どもは、将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す」という基本理念のもと、様々な施策を展開しており、その中心的施策として平成29年度から「きょうとこどもの城づくり事業」を実施しています。

◆きょうとこどもの城づくり事業  
京都府では、平成25年度から、ひとり親家庭の子どもとその保護者が気軽に集うことができ、家庭的な雰囲気の中で子どもの生活や学習支援を行う「こどもの居場所

づくり事業」を実施してきました。この事業を通じて、きちんとあいさつができるなど、人とのコミュニケーションがとれるようになった、宿題を毎日するようになったなど、生活習慣や学習への意欲が得られるといった成果を得ることができました。

一方で、この居場所づくり事業を進める中、支援団体の皆さんからは、子ども食堂を取り組みたい、まだまだ支援を必要とする子どもがたくさんいる、といった声をうかがいました。さらに、昨年度実施した「母子・父子世帯実態調査」において、小・中学生の約40人に1人が、夕食を子どもだけで摂っている孤食の実態も明らかになりました。

こうした実情を踏まえ、平成29年度に、ひとり親家庭や退所児童など様々な課題を抱える子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援す



るため、「きょうとこどもの城づくり事業」を創設しました。

この事業は、従来からあった「こどもの居場所」や教育委員会が実施する学習支援事業である「地域未来塾」といった取組を拡充するとともに、新たに「子ども食堂」や「シェアハウス」、「フリースクール」といった取組を追加して「きょうとこどもの城」として、NPOや自治会などの支援団体が、地域での活動状況や子どもの実情に応じて、支援策を選べるよう総合支援メニュー化し、各地域で活動する支援団体に対して支援を行うものであります。

#### ◆きょうとこども食堂開設・運営支援事業

とりわけ、「子ども食堂」は、子どもや保護者を広く受け入れる中で、無償又は低廉な価格での食事の提供や相談等を通して、地域で気軽に集える居場所として、また、課題のある子どもやその保護者を福祉施策へ繋いでいく入口として取り組むこととしています。

この5月には、府内3箇所で開催を催し、1000人を超える出席があったところであり、6月時点で41件の申込みがあり、今後、速やかに事業を開始するとともに、まだ開設に向け準備中という声もあったため、8月に追加募集を行ったところです。

さらに、これらの子ども食堂を運営する団体が地域と

しっかり連携できるように、市町村、学校、福祉団体等の関係機関によるネットワークを構築するとともに、子ども食堂が安定して運営できるように、食品関係団体やフードバンクなどの関係団体と連携した食材提供の仕組みを構築していきたいと考えております。

#### ◆今後の課題と方向性

この6月に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によると、平成27年の子どもの貧困率は13.9%で、過去最悪だった前回（平成24年）から、2.4ポイント下がり、12年ぶりに改善となりました。

数値が改善した原因について、厚生労働省では「雇用状態が良くなり、子育て世帯の所得の増加が主な要因」と分析しています。しかしながら、依然として「子ども7人に1人が貧困状態」という厳しい状態（前回6人に1人）が続いているとともに、「ひとり親家庭の貧困率」は50.8%（前回54.6%）と、依然50%を超えております。

悪化が続いていた貧困率が改善となったことについては、喜ばしい結果ではありますが、依然として厳しい数値であることには変わりません。再び景気が悪化すれば貧困率上昇につながる恐れや、まだまだ子どもを取り巻く環境には数字に表れない困難もあることから、引き続ききめ細かい対策が必要と考えております。

## 世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その四)



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国の第二回普遍的定期審査（UPR）は、二〇一二年一〇月二五日に行われました。報告者団（トロイカ）を務めたのは、ジブチ、ハンガリー、インドネシアの三カ国でした。

前回取り上げた良心的兵役拒否についても再び取り上げられ、良心的兵役拒否を認める法律の制定を求めた勧告が行われました（フランス、ポーランドなど）。しかし、韓国政府の態度は固く、朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境や徴兵制によって軍事上の人的資源を調達している現実、軍事的義務の公平な分配、さらには良心的兵役拒否に関する国民的コンセンサスの欠如を考えれば、代替的役務の導入は困難であるとして、これを拒否しました。

また韓国は、国家保安法を制定していることから、

第一回に続いて、恣意的適用や濫用に対する懸念が表明されました（ドイツ、ノルウェーなど）。しかし、韓国政府の回答はまるで判で押したかのように第一回の回答と同じでした。同法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要であり、憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されているので、濫用の余地はないとの回答でした。

日本と同様の高齢化社会を迎え、労働力不足を補うために百万人を超える外国人労働者を受け入れていく韓国では、移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、この点が第二回の審査でも取り上げられました。移住労働者の移動の自由の制限を緩和することを求める勧告（フランス）には、改善策を引き続き追求するとの回答がなされました。また不法移住労働者の基本的人権の立法的保護を求める勧告に対しては、こうした人々の人権が侵害されないように適正手続が遵守され、また適切な救済のための努力もなされると回答されました。

これらの問題も、先の問題と同様に引き続き、第三回以降のUPRで取り上げられるものと思われれます。そう考えると、このUPRという制度は、個々の国が抱えている人権問題を国連の場で審査する機会をもつという意味で、人権条約体制に入っていない国はもちろん、人権条約体制に多く入っている国にお

いても、重要であることがわかります。

ところで、アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、二〇一六年一二月末現在、死刑を全面的に禁止している国は一〇四カ国、通常犯罪（戦時における死刑を除く）のみを廃止している国は七カ国、事実上の死刑廃止国は三〇カ国、合計一四一カ国が法律上および事実上の死刑廃止国といえます。国連の加盟国数が一九三カ国ですので、大半の国が死刑廃止国といえます。これに対して死刑を存置している国は五七カ国にすぎません。こうした国際的な状況の中で、韓国もまた死刑存置国です。

第二回のUPRでもこの問題が取り上げられました。死刑廃止を求める自由権規約第二選択議定書の批准を求める勧告（ルワンダ、スイスなど）に対して、韓国政府は、死刑の廃止問題は、国の刑事管轄権から見た場合、基本的な重要性をもつ問題であり、慎重に検討すると述べました。しかし、注目されるのは、韓国は、一五年以上死刑を執行しておらず、事実上の死刑廃止国といえると回答した点です。この点は、日本と大きく異なっています。

日本では国民の八割が死刑を容認しています。実際、日本では、二〇〇七年二月に、戦後初めて収監中の死刑確定者の数が一〇〇〇人を越えました。昨年一〇月、日弁連は「二〇二〇年までに死刑制度の廃

止を目指し、終身刑の導入を検討する」と宣言しました。その背景には、死刑判決数も死刑執行数も増えている日本の現実があります。日弁連の調査によれば、死刑の判決数は、一九九一年から一九九七年までの七年間と二〇〇一年から二〇〇七年までの七年間を比較すると、第一審で約三倍、控訴審で約四・五倍、上告審で約二・三倍と、死刑判決の数が増えています。死刑執行数も、二〇〇七年には三回（計九名）、二〇〇八年には五回（計一五名）、二〇〇九年には二回（計七名）に死刑が執行されています。

UPRの審査に日本をはじめ各国は参加することによって、被審査国と比べて自国の人権状況がどのような地位にあるかを知ることができます。その意味で、発言にあたって、自国で実現していないことを他国に求めることはできないと考えれば、UPRは常に自国の人権状況が審査されているという側面があります。

同じように死刑存置国と考えていた隣国である韓国は、日本とは異なり、一九九八年の金大中大統領（当時）就任以来、一五年間事実上死刑を執行していない国であり、みずから事実上の死刑廃止国と回答しているのです。次回は、さらに韓国の第二回のUPR審査を通して、日本との異同を考えてみたいと思います。

## ジュネーヴ美術・歴史博物館と

### 自然博物館の思い出

―強制失踪委員会委員の任期を終えて



研究センター研究第一部長  
立命館大学法務研究科特任教授

### 薬師寺公夫

はじめに

二〇一七年六月三〇日をもって、六年間務めた強制失踪委員会の委員の任期が終了した。強制失踪条約の履行監視機関である強制失踪委員会の主な任務には、国家報告の検討、失踪者に関する緊急行動、個人通報の検討などがあるが、これらの活動については、「強制失踪委員会の活動の現況」(『国際人権』第二七号、二〇一六年)で紹介したほか、次の世界人権問題研究センターの紀要で論文にまとめてご報告したいと思っている。グローブ本号では、任期中とときどき訪れたジュネーヴ美術・歴史博物館と自然博物館についてふれてみたい。

ウィークエンドの楽しみ

会期期間中、月曜日から金曜日は午前一〇時から昼食時間をはさんで午後六時まで会議があり、日によっては早朝および会議後の非公式の打ち合わせや会合があるので、私の場合、最後の三年間ほどは夕方七時頃ホテルに帰ると夕食をとり、夕食が終わるとそのまま寝て夜中の三時頃に起きて、朝まで文書に目を通したり、発言準備をしたりして、会場へ向かうというのが日課のようになった。小さなキッチン付きのスタジオでしばしば日本から持参したレトルト食品とスイーツの生ハム、チーズそれにファンダンにお世話になった。

そういうわけで、一週目と二週目の間の土・日曜日は、休息をとるため外出するのが楽しみだった。幸いOHC HRのスタッフにAPU(立命館アジア太平洋大学)卒業生のモースさんという方がおり、彼とともに、ルツェルンやピラトゥス山のハイキングを楽しんだこともある。しかし第二週の準備もあるので多くの場合、ジュネーヴ市内の公園、教会、美術館、博物館などにふらっと立ち寄り、のんびり楽しむことが多かった。特に、一九九一年ジュネーヴでの留学中に家族とよく訪れたことのある美術・歴史博物館と自然史博物館は、懐かしい場所ということもあって、ときどき訪れては、しばし時を過ごしリフレッシュした。

## ジュネーヴ美術・歴史博物館

一九九一年に訪れたとき、日曜日の一般無料開放とともに館内のあちこちで本物の絵画の前に座った多くの小学生に博物館スタッフがわかりやすく説明をしている姿を見て、これはいい制度だと感心したことを思い出す。常設展は今は無料となっている。文化の奥深さをあらためて感じさせられる。見学者は日曜日でもそんなに混み合うこともなく館内は静かで、考古学部門ではエジプト、ギリシア、ローマ、エトルリアなどの美術工芸品、美術品ではロダン、ピカソ、レンブラントの作品も含めて、幅広いコレクションをゆつくりと見ることができ。スイスのアルプスを描いたホドラーの作品も何度見ても、また見たいと思う。特別展は有料だが、委員の期間中にピカソの特別展にもうまくめぐりあえた。時間があれば是非おすすめしたい。家族が帰国した直後の一九九一年一月一七日、博物館を訪れてエジプト・ギリシャの工芸品のコーナーに入ったところ、不思議なことに全く人がいないことに気づき、なぜかと思ひながら暫く館内を巡っていて、人だかりを見つけ湾岸戦争の砂漠の嵐作戦が開始されたことを知った。今でもこの展示コーナーに入ると、そのときの光景を思い出す。

## 自然史博物館

一九九一年にはまだ幼かった子どもたちの楽しめる場所ということで訪れた博物館である。こども無料であり、季節にもよるがウィークエンドともなると家族連れで結構ごったがえす。下の階から順次レマン湖やスイスアルプスの動植物、世界の主要な陸上と海洋の生物の展示があるが、剥製や標本が主で、日本の水族館、動物園、自然科学博物館を見慣れている人は、物足りなさを感じるかもしれない。時間が足りない旅行者向けではないが、地球の歴史をわかりやすく展示したコーナーや、アルプスの造山運動や氷河の展示には、思わず展示物に引き込まれることがある。鉱物資源の多様性と成り立ちの不思議にしばし時を忘れるとともに、地球の数十億年を見て、この長い歴史の中のほんのわずかの一瞬にいるのだと思うと幾分気が楽になり、何か第二週目に臨むエネルギーをもらったような気になるから不思議だ。

九月四日に強制失踪委員会第一三会期が始まった。日本からは新たに寺谷広司委員が参加される。開会当日新旧委員の間で一三会期開会を祝うメールが飛び交った。強制失踪との新たな戦いの始まりである。

## 室町時代の祇園祭と乗牛風流



研究センター研究員  
奈良大学文学部教授

### 河内 将芳

現在の祇園祭（祇園会）山鉾風流の直接的な源流は、戦国時代の祇園祭にある。そして、その戦国時代の祇園祭の源流は、室町時代の祇園祭にあるわけだが、そのあいだにはかなりの違いがみられる。

その背景としては、応仁・文明の乱の影響によって三三年にもわたって祇園祭が中断に追いこまれたことが大きい。たとえば、それは、室町時代の祇園祭では、前祭（旧暦六月七日）と後祭（旧暦六月一四日）の山鉾風流が合わせて六〇基あったのに対して、戦国時代では、およそ半数の三六基しか再興されなかったことからみてとれよう。

したがって、室町時代にしかみることのできなかった

山鉾風流もあつたわけだが、そのなかのひとつに乗牛風流とよばれるものがあつた。

もっとも、この乗牛風流は、六〇基の山鉾風流のなかには数えられていない。しかしながら、室町時代の祇園祭を描いたと考えられている『月次祭礼図模本』（東京国立博物館所蔵）にもしっかりと描かれており、室町時代を代表する風流のひとつであったといえよう。

ちなみに、そのすがたとは、「牛に乗り、滑稽なほど巨大な冠をかぶり、両袖になにかを通してピンと左右にはり、両手は、衣の脇から前へ出して笏を握るという不思議な格好」（泉万里『扇のなかの中世都市―光円寺所蔵「月次風俗図扇面流し屏風」―大阪大学出版会、二〇〇六年）をしたものと説明されている。ほかの山や鉾とはかなり異なるすがたをもつ風流だったと考えられよう。

ところで、乗牛風流についてふれた文献史料としては、これまで、公家の三条西実隆の日記『実隆公記』文亀元年（一五〇二）六月一四日条にみえる「乗牛の者（北畠拍子）近所徘徊す、一見して人びと頤を解く」というものが注目されてきた。

乗牛風流が、北畠散所とよばれた声聞師集団によってになわれていたことがここからはあきらかとなるからだが、ただし、この史料は応仁・文明の乱による中断をへて三三年ぶりに再興された明応九年（一五〇〇）の翌

年にあたるものとなる。

つまり、ここに記されていることは、あくまで戦国時代の乗牛風流のすがたを伝えたものと理解しなければならぬ。したがって、これを室町時代にまでさかのぼらせてよいのかどうかという点が問題となっていた。

ところが、近年になって、室町時代の史料にもそのすがたが書き残されていたことが指摘された（河内将芳「祇園祭の中心―室町・戦国期を中心に―」思文閣出版、二〇一二年）。

具体的には、公家の万里小路時房の日記『建内記』嘉吉三年（一四四三）六月一四日条に「毗沙門堂鷺舞、牛の背に扠い」という記事が見いだされたからである。

ここにみえる「毗沙門堂鷺舞」の「毗沙門堂」とは、公家の三条公忠の日記『後愚昧記』応安二年（一三六九）一月一一日条にみえる「毘沙門堂北畠」と同じものを意味する。また、「鷺舞」とは、伏見宮貞成の日記『看聞日記』永享八年（一四三六）六月一四日条にみえる「北畠笠鷺舞」と同じものと考えられよう。

つまり、これらのことから、『建内記』にみえる記事が、『実隆公記』のいう「乗牛の者（北畠拍子）」ときわめて近い存在であった可能性がうかがいあがってきたのである。そういえば、『月次祭祀図模本』でも、乗牛風流のすぐあとには鷺舞（鷺鉦）のすがたが描かれており、

『建内記』の記事とも符合する点が多いといえよう。

なお、ここまでふれてきた文献史料のいずれの日付をみてもわかるように、乗牛風流は、旧暦の六月一四日に登場する存在だったことがわかる。この点は、鷺舞（鷺鉦）も同様である。ただし、鷺舞は、戦国時代に再興されることはなかった。

また、乗牛風流も文亀元年（一五〇一）六月一四日の一度だけ再興されたようだが、公家の山科言国の日記『言国卿記』同日条によれば、「ウシノ、ノリノ後、山ワタル」とみえ、「ウシノ、リ」（乗牛風流）が山を先導するかのように渡ったことがわかる。いっぽう、同じ日のことを伝える『実隆公記』には、「近所徘徊す」とあるので、山を先導したあと、実隆屋敷の所在する上京にまで移動して「徘徊」したことも知られよう。

このように、戦国時代以降の山鉦風流のありかたからみれば考えられないような動きをするものがみられたのが、室町時代の祇園祭の特徴であったと考えられる。

室町時代の祇園祭については、まだまだわからないことのほうが多いが、少しずつでもそのすがたに近づいていくことができばと思っている（河内将芳「室町期祇園会における船と定鉦について―室町期祇園会のイメージをもとめて―」『藝能史研究』二二七号、二〇一七年）。

## 「二〇〇年の眠りから覚めた」 安重根の遺墨と『東洋平和論』



研究センター研究員

龍谷大学社会科学研究所付属

安重根東洋平和研究センター長

龍谷大学経営学部教授

李 洙任  
スライム

龍谷大学の貴重資料として、深草図書館特別書庫で保管されている安重根の関係資料（八八点）として遺墨三幅および写真がある。特に、遺墨三幅は、一九〇九年一月二六日、中国東北部のハルビン駅で元老・伊藤博文（元首相・初代韓国統監）を撃った韓国の独立運動家であり大韓義軍參謀中將でもある安重根が翌年三月二六日に旅順監獄で処刑される直前に監獄の中で書き残した絶筆である。

安重根の実像は日本ではほとんど知られていない。二〇一三年一月九日、菅義偉官房長官は、この朝鮮の独立運動家、安重根が中国・ハルビン駅で伊藤博文を狙撃した現場を示す碑の設置の動きに対し、記者会見で「我が国は、安重根は「犯罪者」と韓国政府に伝えてきている。このような動きは日韓関係のために

はならない」と述べ、さらに二〇一四年一月二〇日には「日本の初代首相・伊藤博文を殺害した死刑判決を受けたテロリスト」であると述べた。「英雄的独立運動家」と「テロリスト」というように、この極端に相反する一人の人物像から日本と韓国、そして中国は共通した歴史認識をもつという理想的状況から程遠いことがわかる。

安重根は、自身の自叙伝『安心七歴史』を一九一〇年一月初旬から執筆し始め、三月一八日ごろには脱稿状態にかかり、すぐに続いて『東洋平和論』の執筆に着手した。しかし、一日足らずで死刑が執行され（二六日）、未完に終わっている。彼が抱いた東洋平和論はどのような平和論であったのか、を解明することは現在の東アジア地域の安定と平和維持を考える点で非常に重要な作業である。安重根は、東アジアの平和を実現するには、東アジア三国、日中韓が協力し、連携すべきであると訴え、共同軍隊の配備や三国の共通通貨を発行するための銀行を設置する案など、その構想は現在のヨーロッパ連合（EU）を彷彿とさせるものであった。東アジア地域の市民でもあるという複合的アイデンティティは、今まさしく日本人、韓国人、中国人に必要とされる自覚である。

旅順監獄で、敬虔なカソリック教徒であった安重根は、一〇〇人ほどいた日本人の看守たちとたった五ヶ月という短い間に信頼関係を構築し、彼らの生き方にも影響を与えた。彼らは、いわゆる越境的な対話を可能にした人たちである。安重根に筆、墨、紙など

を提供するなどという看守たちの寛容な姿勢があった。日本人看守に見守られながら執筆した『東洋平和論』は現代に通用するものがあり、欧米諸国の支配に対抗するには、日本、朝鮮、中国が協力し、共同体を形成し対抗策をとるというものであった。東洋平和論は、EU（ヨーロッパ連合）の思想より一〇〇年以上も先駆けた「地域共同体」の構想である。一〇〇年以上も前に、また三一歳という若者でその構想を抱き、具現化しようとした事実は驚きに値し、国防の観点が独りよがりでないことにその特徴がある。安重根の存在を危険と感じ、生かしておいたら第二の、また第三の安重根のような人物が出てくるのを恐れた日本政府は、安重根を裁く法廷を公開せず極刑を急いだ。安重根は、極刑を恐れず軍人の処刑方法である銃殺刑を望んだが、軍人としての名誉は剥奪され犯罪者として絞首刑に処された。死刑囚にも人権は担保されており、処刑後その遺体は家族のもとへ返され、死刑に関する詳細な記録が残されるといのが法律に沿った方法があるにもかかわらず、今日に至っても遺体の埋葬場所はわかっていない。

龍谷大学が所蔵する既存の三幅の遺墨は、安重根から浄土真宗の教誨師であった僧侶が譲りうけたものとされている。仏教徒とキリスト教徒が国籍や民族を超えて対話した証であるこれらの遺墨は、本願寺旅順出張所勤務の津田海純（浄心寺出生）が、秘かに日本へ持ち帰ったものである。津田は、安重根が旅順監獄に収監された、処刑された一九一〇年三月二十六日当時本願寺派遣遣閑東別院（大連に所在）旅順出張所監獄教誨

師補の立場にあり、旅順監獄で本願寺派二代目の教誨師長岡覚性の助手を務めていたことから、安重根と接触したものと思われる。

龍谷大学が所蔵している遺墨三幅に安重根が託したメッセージの効力は多くの人たちの心を動かし、龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センターの設立につながり、授業では「東アジアの平和」を講じている。そして、二〇一五年一月二二日、既存の三幅に加え、新たに遺墨「獨（独）立」（額装：一面）が図書館資料として、宗教法人願船寺（がんせんじ）より龍谷大学に寄託された。

私たちセンターの研究員たちは、東アジア地域の平和を祈って研究成果の第一弾を李洙任・重本直利編著『共同研究 安重根と東洋平和東アジアの歴史をめぐる越境的対話』明石書店、二〇一七年三月に刊行できた。龍谷大学教養科目である「東アジアの平和」には約三五〇名の学生が履修し、学生から高い評価を得た。やはり、「一〇〇年の眠りからさめた遺墨」（戸塚二〇一四）は机上の世界を飛び越え、人々の心に訴えるものがある。

## 注

- ※一 龍谷大学社会科学研究所叢書第一一六号  
 ※二 戸塚悦郎（二〇一四）「龍谷大学における安重根東洋平和論研究の歩み 一〇〇年の眠りからさめた遺墨（上）（下）」『龍谷大学社会科学研究年報』四四、五七―六六頁、六七―七八頁。

## ジェンダー・センシティブな 視点を持つ法曹を増やすために



研究センター研究員  
京都女子大学現代社会学部准教授

澤 敬子

二〇〇〇年代はじめ頃から、法曹（裁判官、検察官、弁護士）が持つジェンダー・バイアスが問題となつていきます。ジェンダーには、「生物学的性差とは異なる社会的・文化的に形成された性差」、「性差や性別への知識一般」などさまざまな意味があり、バイアスは「偏見」という意味です。ジェンダー・バイアスとは、性別や性差についての根拠のない偏見や思い込みを指します。ジェンダー・バイアスを持つ人は、性別や性差についての自らの偏見や思い込みのままに、「女性とはこういうものである」とか、「この仕事は男性が行うべきだ」などと、判断し表現することがあります。裁判官がジェンダー・バイアスを持つていた場合、男女の固定的な性役割に基

づいた判断のような、ジェンダー・バイアスに基づいた考え方が判決などに影響を与えることがあります。また、審理の場での裁判官の言葉や対応の中にジェンダー・バイアスが現れ、原告や被害者を傷つけることもあります。

二〇〇〇年代前後、日弁連や第二東京弁護士会は、それまで調査してきた、司法におけるジェンダー・バイアスの存在について報告・出版し、日弁連は二〇〇二年、司法改革に「ジェンダーの視点」を盛り込むように提言を行いました。二〇〇九年の女性差別撤廃委員会（CEDAW）による政府報告書審査の総括所見においては、「本条約及び委員会的一般勧告に対する、裁判官、検察官、弁護士の意識啓発の取組を締約国が強めること」が日本政府に勧告されています。

裁判官のジェンダー・バイアスの存在は、他の国々においても問題となり、多くの国で対応が模索されてきました。たとえば、アメリカでは、一九八〇年、市民団体の全米女性機構（NOW）が全米女性裁判官協会との共催で、「裁判における男女平等促進のための全米司法教育プログラム（NEJP）」を設立し、翌年、ジェンダー・バイアスについての司法教育プログラムを初めて実施しました。以降、このプログラムが形や内容を変えながら継続されています。また、同じころ、多くの州の裁判所で、「裁判所によるジェンダー・バイアスに関する調査委員

会」が設置され、その調査結果が裁判官への継続教育（法曹になって以降に継続的に受ける研修）に活かされただけでなく、判決理由や司法関係者の行動規範、法廷や裁判所のルールやサービスマンなどにも活かされました。

では、日本ではどうでしょうか。残念ながら日本は、ジェンダー・ギャップ指数（各国の社会進出における男女格差を示す指数。経済活動への参加と機会、教育、健康と寿命、政治への関与による。）で一〇〇位以下を更新し続けている国です。また、それだけでなく、法律制度じたいのうちに、婚姻年齢をはじめとしたジェンダー差別をいまだ残している国です。立法、司法のみならず社会全体が、ジェンダーについて大きな課題を抱えているのです。

くわえて、現状の日本は、ジェンダーの問題にかんして裁判所が果たす役割が大きい国です。なぜなら、日本は、一九九三年の国連総会採択の「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」で定められた、裁判所とは別系統で機能する、政府から独立した人権機関としての「国内人権機関」を設置していませんし、また、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准していませんので、ジェンダー状況の改善についてCEDAWへの個人通報や調査制度を利用できません。日本の裁判所が立法府の判断をとりわけ尊重する司法消極主義をとっていることを差

し引く必要はありますが、ジェンダー・バイアスをなくしジェンダー・センシティブな（ジェンダーに敏感な）裁判官を増やす取組みの持つ意義は、極めて大きいのです。もちろん、日本の裁判所においても任用後の研修が行われており、その中にジェンダー研修が人権研修として含まれています。しかし、十分というには程遠いこともあり、裁判所による強いリーダーシップが待たれません。

では、法曹になる前のジェンダー教育はどのような状況でしょうか。現在、ジェンダー法学教育を実施しているロースクールはありますが、ジェンダー法が司法試験の受験科目ではないこともあり受講する余裕がない学生も多く、また、最もジェンダー法教育が必要な、強いジェンダー・バイアスを持つ人にかぎって自発的には受講しない、というジレンマがあります。東大や京大では開講されていません。そのようななかで、今、ロースクール入学以前の学部教育や共通科目、加えて高校段階でのジェンダー教育の重要性が注目されています。ジェンダー・センシティブな法曹を増やすため、国、裁判所、社会、それぞれの速やかな取組みが必要です。

参考：南野佳代他編著『法曹継続教育の国際比較―ジェンダーから問う司法』二〇二二、日本加除出版。

## みんな同じ「先生」のなかで



研究センター研究員  
プール学院 大学名誉教授

中島 智子

今夏の新聞各紙等で、公立学校の非正規教員の実態について報道された記事を読まれた方も多いだろう。文部科学省調査によると、公立小・中学校の教員全体に占める非正規教員は、近年その数も教員総数に占める割合も増加傾向にあり、二〇一二年では一六・二％で一・三万人となっている（うち非常勤講師が約五・一万人、臨時的任用教員が約六・三万人）。

臨時的任用教員とは、教員免許状を持ち、正規教員とほぼ変わらない職務を行う常勤講師で、一回の雇用期間は最長一年、繰り返し任用されたとしても多くの自治体で給与には年齢などに応じた上限の設定がある。その他の労働条件も低く雇用は不安定である。出産・育児等による代替講師は別として、教員定数内でもそうした臨時

の講師が増加している。

非正規教員の割合が増加した背景には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が二〇〇一年に改正されて非常勤講師の国庫負担が可能となり、二〇〇四年の「義務教育費国庫負担法」の改正で総額裁量制が導入されて、負担総額の範囲内なら各都道府県が教員の給与や任用を自由に決められるようになったことも影響しているといわれる。また、同法の二〇〇六年改正で国の負担割合が二分の一から三分の一へ引き下げられたことで、財政負担が増した都道府県が、定数内でも給与の低い非正規教員を教員任用の調整弁として都合よく使う傾向が強まったといえる。

私は小学校教員養成課程をもつ大学に勤務していたので、卒業年度に教員採用試験に合格できなかった学生には講師登録を勧めていたが、そういう学生のほぼ全員が卒業と同時に講師として学校現場で元気に働く様子を見てきた。しかし一方で、常勤講師だと一生懸命に働けば働くほど教員採用試験の準備時間が取れない現実にも矛盾を感じてきた。卒業生の話からは、講師とはいえ常勤ならば教諭とその仕事内容はほとんど変わらず、子どもや保護者にとっては同じ「先生」であるために、相当な緊張と努力の日々を送っていることが伝わってきた。年度末に近隣の教育委員会から講師を緊急に依頼する電話が入ることもあり、講師ありきで学校現場が回っている

のかと暗澹たる思いを抱いたこともある。

以上で述べた非正規教員は、教員免許状を有するものの採用試験に合格できなかった場合である。では、教員免許状を有し、教員採用選考試験に合格したにもかかわらず、正規教員たる「教諭」ではなく、「任用の期限を付さない常勤講師」とされてしまう教員がいることをご存じだろうか？

一九九一年一月に日本と韓国両政府間で交わされた「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」の中で、公立学校教員の採用の途を開くことが言明され、同年三月に文部省（当時）がすべての都道府県及び政令指定都市教育委員会宛てに、日本国籍を有しない者にも教員採用選考試験の受験を認めることとその任用の職について通知した。これを受けて、全国の教員採用選考試験実施要項から国籍要件はなくなったが、一部の自治体を除いて、日本国籍を有しない者は任用の職を「教諭」ではなく「講師」とされている。

これまで「講師」といえば、常勤でも非常勤でも實際上任用の期限がある場合だった。それに対して、試験にも合格して他の合格者と同等の教員の資質が認められているにもかかわらず、任用の期限こそないが国籍だけで任用される職が異なる。これは、日本国籍を有しない者の公務員の就任には「当然の法理」の制約があり、管理職に就けないばかりか「教諭」任用もできないとする日

本政府の見解があるからである。ただし、国家公務員法にも地方公務員法にも、さらに言えば教育職員免許法にも国籍要件の明文規定はない。一方、日本も締結している国際人権規約のA規約や人種差別撤廃条約は、すべての人が昇進のための均等な機会を得る権利や同一労働同一報酬、公正で良好な報酬を得る権利を認めるよう求めている。

全国には現在さまざまな国籍を有する教員が採用されているが、同期が主任になったり管理職登用試験を受けるなどその経験や実績に基づいて昇進を果たしている者がいるを横目に見ながら、忸怩たる思いを抱いている外国籍教員も多い。なかにはすでに定年退職を迎えた人もいる。主任や管理職登用の制約に学校現場でも困惑している声も聞かれる。中堅世代が少ないことや管理職希望者の減少によって現場が回らないのである。現場が回らないから外国籍者も認めようというのではなく、そもそもこの差別的な職の位置づけが当初から非合理的だったのだ。こうした外国籍教員の実情や心情を同僚教員もほとんど知らないという。

教諭であれ講師であれ、任用の期限がある場合でもない場合でも、子どもたちにはみんな同じ「先生」である。なかでも外国籍教員の職の問題は特にみえにくい。非正規教員一般の問題とあわせて、こちらの問題についても注目されるべきだろう。

## 労働時間の法政策



研究センター研究員  
和歌山大学経済学部准教授

植村 新

二〇一五年四月三日に国会へ提出された「労働基準法等の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」という）は、労働時間法制の大規模な改革を目指している。二〇一七年三月二十八日には、政府の働き方改革実現会議が「働き方改革実行計画」（以下、「実行計画」という）を策定し、世間の耳目を集めることとなった。同計画も、労働時間法制の改革を主たるテーマの一つとして、その実現に向けた具体的な対応策を打ち出している。本稿では、これらの労働時間の法政策がわが国の雇用社会にとって持つ意味を検討する。

まず、改正法案と実行計画はともに、長時間労働の

是正を目指している。高止まりする一般労働者の総実労働時間数（過去二〇年以上年間二〇〇時間超）や、低迷する年次有給休暇の取得率（五〇％以下）、いわゆる過労死ラインを越えて働く労働者の割合（全体の八・二％・男性正社員一六・八％・女性正社員七・六％）等の現状を踏まえると、長時間労働の是正がわが国の雇用社会における喫緊の課題である点に異論は少ないであろう（以上の数値を含め、長時間労働の現状を概観できる好資料として厚生労働省「過労死等防止対策白書」（同省のホームページからダウンロード可能）がある）。長時間労働の規制により、労働者やその家族のワーク・ライフ・バランスが向上する点や、長時間労働が昇進の前提条件となっている現状の改善を通じて女性の活躍が推進される点も重要である。

もっとも、現在検討されている法政策によって上記の現状を効果的に是正できると楽観視することはできない。第一に、改正法案は、①現行法上、月六〇時間を超える時間外労働に対する割増賃金の割増率増加（二五％→五〇％）について中小企業にはその適用が猶予されているところ、この猶予措置の廃止、②三六協定に対する行政上の助言・指導の強化、③使用者に対する年五日の年休付与義務の賦課を提案している。し

かし、①と②は現行の規制を強化するものではあるが、労働時間の上限を直接規制するものではない。サービス残業による割増賃金の未払いが横行している現状に鑑みても、長時間労働の抑止力は限定的と評価せざるを得ない。③は年休の強行的付与を通じて労働時間の上限を直接規制するものであるが、取得日数は五日に留まっているため抑止力はやはり限定的である。第二に、実行計画では改正法案と異なり、時間外労働について、三六協定の締結と割増賃金の支払いをもつても超過できない絶対的な上限（月四五時間・年三六〇時間）を設けることが提案されている。行政による助言指導の根拠とされている現行の限度基準告示を法律に格上げし、強制力を持たせるものである。しかし、この上限規制には例外が設けられている。すなわち、臨時的な特別の事情がある場合には、労使協定の締結により時間外労働時間を年七二〇時間まで延長でき、この範囲内で二〜六ヶ月平均八〇時間以内または単月一〇〇時間未満の時間外労働が可能とされる。いわゆる過労死ラインに匹敵する長時間の時間外労働の容認には、絶対的な上限規制の実を失わせるものであるとの批判が強い。

次に、改正法案では、「労働者が……創造的な能力を

発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備する」ことを目的として、多様で柔軟な働き方を実現するための法改正が提案されている。企画業務型裁量労働制の対象業務拡大や高度プロフェッショナル制度の創設がこれに当たる。これらの制度は、実労働時間規制に馴染まない形態で就労する労働者に適した労働時間制度を用意しようとするもので、上記の実労働時間規制の強化とは趣を異にする。これらの制度に対しては、制度の適用を受ける労働者の健康確保に問題はないか、そもそも制度の趣旨を達成できるものなのか、本来適用を受けるべきでない労働者にも濫用的に利用されるのではないかといった疑問が提起されている。就労形態の多様化に伴って、それぞれの就労形態に適した労働時間制度のあり方を模索する試みは今後ますます重要になっていくであろう。

以上、現在の労働時間の法政策が目指している二つの方向性とその評価を概観した。いずれにせよ、労働時間規制は労働のあり方をダイレクトに規定するものであるがゆえに、労働者の生活と企業の活動に極めて大きな影響を及ぼす。労働の実態や社会・経済状況の変化を十分に踏まえながら、労働条件の公正さと企業活動の効率性とを両立させる法政策が求められている。

## 「二〇一七年度 人権大学講座」

### 人権問題シンポジウム

### トランプの時代を考える

### ―排外主義とどう戦うか―

日時：二〇一七年六月二十八日（水）

午後一時二〇分～四時二〇分

場所：ハートピア京都、三階大会議室

六月二十八日、ハートピア京都において、人権問題シンポジウムが京都府・京都市・京都商工会議所をはじめとする多くの後援を受けて開催され、一一一名の方々の参加を得た。

#### ◆「人権大学講座」開講式

坂元茂樹所長（同志社大学教授）は、世界人権宣言五〇周年を記念して開講された人権大学講座が、今年で二〇回目を迎えたことを喚起した。そして、二一世紀における人権文化の発展のために、当センターがさらなる貢献をできるようにしたいとの決意を述べた。

#### ◆基調講演

西崎文子東京大学大学院教授による基調講演が行われた。オバマ政権下で深刻化していた人種・暴力の問題が、トランプ政権誕生後に表面化している。その特徴は、第一に、とりわけムスリムやヒスパニック（メキシコ系）に対する、人種・民族主義的「本質主義（essentialism）」の強まりである。また、第二に、暴力の容認と暴力的言葉の使用による潜在意識への訴えである。第三に、アメリカ・ファーストという表現を用いた自己本位の称揚である。また、こうしたトランプの時代をもたらしたアメリカ社会の変動の要因は、第一に、アメリカ社会の人種構成の変化と世代間のギャップである。第二に、格差の拡大により、困窮するラスト・ベルトや労働者階級の意見を誰が代弁するのかという問題が生じたことである。第三に、多文化主義、歴史認識の変容といったリベラルな価値観の興隆とその反動により、価値観の変化と分極化が生じていることである。さらに、第四に、グローバルゼーションの深化によるグローバル格差の増大が、米国外からの難民と人の移動を生みだしていることである。

以上を踏まえて、こうした断片化の時代に、我々が排外主義とどう戦えばよいのかについて、考察が行われた。まず、歴史的・長期的視点を大切に、トランプ大統領

のツイッターに翻弄されないことが挙げられる。ついで、こうした排外主義に対して、国家、制度、個人がなんらかの形で社会のなかで「責任」をとっており、個々に戦っていることを認識することが挙げられる。そして、自分が無謬ではなく、常に自らと社会に対する批判的思考を持ち続けることが大切であることが指摘された。

#### ◆パネルディスカッション

坂元所長を司会として、討論が行われた。箕原俊洋神戸大学大学院教授からは、排外主義への「責任」の取り方として、サンクチュアリ・シテイ（聖域都市）と呼ばれる不法移民へのサポートの手厚い都市の存在、国務省の官僚等の辞職が多くみられることが指摘された。そして、アメリカ社会には、国際主義が依然として根を張っていること、翻つて、今日、日本はとりわけヘイトスピーチの問題を抱えているが、日本社会がこうした問題の「責任」をどのようにとっていくのか、問われていることが指摘された。

続いて、葉師寺公夫研究第一部部长（立命館大学大学院特任教授）からは、大統領令「外国テロリストの合衆国への入国からの国民の保護」（大統領令一三七六九号と一三七八〇号）に関する最近の動きについて説明がなされた。米国内ではこれらの大統領令に対する差止訴

訟が多数提起され、一時的差止命令も下されていた。しかし、六月二六日、連邦最高裁は、合衆国にいる人又は団体と真正な関係を欠く外国国民や難民については、連邦控訴裁判所等による一三七八〇号の一時的差止命令が一部解除されると判断した。葉師寺部長からは、こうした動きに対して国際社会では憂慮の声が上がっており、国際人権法の観点からも、テロリズムに対する戦いを理由とする措置が差別と分断をもたらしなさいことが求められると指摘された。

その後、我が国は排外主義にどのように対処すべきか、オバマ政権とトランプ政権との相違をどのように捉えるかなどについて、登壇者の中で意見が交わされた。また、坂元所長からは、第二次世界大戦中に米国大統領のルーズベルトが述べた四つの自由の獲得への希求が、世界人権宣言起草の端緒であるにもかかわらず、米国が国際人権条約への加入に消極的な態度をとっていることが紹介された。そして、国連と米国との間の緊張関係が今後ますます注目されることが指摘された。

最後に、参加者からの質疑に対する応答がなされた。そして、日本におけるトランプ的なものが何かや、我が国において米国をどのように評価すべきかなどについて、登壇者から回答がなされた。

（文責 研究第一専任研究員 杉木志帆）

## 2017年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で20年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
10	10月17日 (火)	講義	14:00～15:40	ワーク・ライフ・バランスと労働法の課題	植村 新	第6部
11	10月23日 (月)	ワーク ショップ	14:00～15:40	人権の参加型学習 ～「違い」の検討～	上杉 孝實	第5部
12	10月31日 (火)	講義	14:00～15:40	企業とCSR(企業の社会的責任)	桑原 昌宏	第6部
13	11月13日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代の福祉政策を考える ～被差別民の生きる権利～	山路 興造	第2部
14	11月24日 (金)	講義	14:00～15:40	多文化共生社会と市民性教育	野崎 志帆	第5部
15	12月8日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	もう一つの中世被差別民像 ～官途名・花押・襲名～	川嶋 將生	第2部
16	1月22日 (月)	講義	14:00～15:40	医療と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

※会場：ハートピア京都(中、烏丸丸太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

## 会場案内



## 講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

### 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

### 申込先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1 万円 (学生は 5 千円) 法人会員 5 万円
- ◎特典
  - ・『グループ』(季刊：年 4 回発行)『年報』の無償送付
  - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
  - ・「人権大学講座」の無料受講
  - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
  - ・当センター主催の講演会等への優先案内

人権フォーラム「部落差別解消の手がかりを探る」

# あなたの人権意識、 アップデートしませんか。

部落差別の解消の推進に関する法律(2016年12月施行)は、部落差別は許されないものであり、国民一人ひとりの理解を深めることによって、部落差別のない社会を実現することを目指しています。すべての人の人権が尊重され、差別のない社会の実現に向けて、部落差別や同和問題の現状を知るとともに、私たちに何ができるのか、あなたも一緒に考えてみませんか？

## 基調講演

### 「部落問題の過去・現在・これから」

伊藤 悦子 氏 (京都教育大学教授)

## 対 談

### ①若者の部落差別に関する意識

阿久澤 麻理子 氏 (大阪市立大学大学院教授)

内田 龍史 氏 (尚絅学院大学准教授)

進行・コーディネーター

山本 崇記 氏

(静岡大学准教授)

### ②これからの人・まちづくりのススメ

藤尾 まさよ 氏 (崇仁発信実行委員会代表)

古川 豪 氏 (京都市北いさいき市民活動センター長)

みんな大切な  
オンリーワン



京都府人権啓発キャラクター  
じんくん

要約  
筆記有

日 時

2017年 **11月5日(日)**  
13:30~16:30 (開場13時)

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 **世界人権問題研究センター**  
tel: 075-231-2600 fax: 075-231-2750  
mail: jinken@kyoto.email.ne.jp

※上記いずれかの連絡先まで、住所・氏名をお知らせ下さい。

**申込期限 10月31日(火)17時**

会 場

**京都学・歴史館 大ホール**  
(京都市左京区下鴨半木町1-29)

#### 【アクセス】

京都市営地下鉄烏丸線  
北山駅1番出口  
南へ徒歩4分

※エレベーターをご利用  
の場合は、北山駅3番出口  
をご利用下さい。  
会場へは、公共交通機関  
をご利用下さい。



【主催】京 都 府 / 公益財団法人世界人権問題研究センター

【後援】京都新聞 / 朝日新聞京都総局 / 毎日新聞京都支局 / 読売新聞京都総局 / 産経新聞京都総局 / 日本経済新聞京都支社 / NHK京都放送局 / KBS京都 / エフエム京都

## 人権図書室のご案内

人権図書室は、人権に関する資料の収集・整理を目的として資料を幅広く収集し、研究者の方だけでなく京都市市民の皆様はもちろん、全国よりどなたでも閲覧ができます。

以前より当センターに設置している研究部「国際人権」「同和問題」「定住外国人の人権」「女性と人権」「人権教育」と、昨年度より新設された「企業と人権」の6つの研究部に関する資料を収集し、約2万冊弱所蔵しております。

1F開架は、手に取りやすい書籍を独自の分類とサインの表示で、わかりやすく配備しております。2F開架では、専門的な資料を所蔵し、一般公開はしていませんがご希望の資料をご提供できるよう担当者がお手伝いさせていただきます。

資料は当研究センターのホームページ <http://www.khrrr.or.jp/> より【図書室データベース】  
【蔵書検索システム】から検索できるほか、国立情報学研究所が提供する総合目録情報データベース (CiNii Books) <http://ci.nii.ac.jp/books/> からも検索できます。ご興味のある資料の探索に人権図書室へ来てみませんか。



開館時間：月曜日から金曜日

お休み：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

開室時間：10時から16時（12時から13時は閉室）

※事情により臨時閉室することがありますのでご了承ください。

【閲覧およびレファレンス】担当者が資料検索などをお手伝い致します

【複写サービス】有料サービスとなります

【貸出サービス】賛助会員のみのサービスとなります

電話：075-231-2600

アクセス：地下鉄烏丸線「四条駅」または阪急京都線「烏丸駅」下車。いずれも22・24号出口から約300m

市バス「四条烏丸」バス停下車



# 2014年度・2015年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

- |  |   |  |   |  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |   |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|
| ① 救済の社会史<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,000円<br>税別 | ② アイヌ・台湾・国際人権<br>安藤仁介著<br>定価 1,000円<br>税別 | ③ 朝鮮通信使と京都<br>仲尾 宏著<br>定価 1,500円<br>+税 | ④ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>税別 | ⑤ 人権から見た近代京都<br>(絶版)<br>秋定嘉和著<br>定価 1,200円<br>税別 | ⑥ 京都の中の渡来文化<br>上田正昭著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑦ 歴史のなかの女性の人権<br>田端泰子著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑧ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑨ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑪ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑫ 職能民へのまなざし<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 2,000円<br>+税 | ⑬ 歴史のなかの人権文化<br>上田正昭著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑭ 都の文化・光と陰<br>——人権の視点から——<br>山路興造著<br>定価 1,500円<br>+税 | ⑮ 講座・人権ゆかりの<br>地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター編<br>定価 1,500円<br>+税 |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|

公益財団法人 世界人権問題研究センター刊

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)